

Jul, 2018

IFRS第17号 TRG Meeting Flash

CSMの測定－2018年2月、5月のTRG会議及び6月のIASB会議の概要



保険会社は、カバー単位を決定するにあたり、各期間に提供されたサービスを反映する体系的かつ合理的な方法を設定する必要がある。

直接連動有配当契約については、カバー単位に、提供した保険サービスと投資関連サービスの両方を反映する必要がある。

またTRGメンバーは、投資要素を持つ直接連動有配当契約以外の保険契約についても、カバー単位を決定するにあたりどのようなサービスを考慮すべきか討議した。

CSMを配分するためのカバー単位の識別方法

1. 投資要素を含まない保険契約（TRGの2月及び5月の議論）

論点の所在

保険契約グループの契約上のサービス・マージン（Contractual Service Margin, 以下、CSM）は、識別したカバー単位に基づいて純損益を通じて認識される。このカバー単位は、それぞれの契約により提供される給付の量および予想カバー期間を考慮して決定される。

保険商品は多様かつ複雑であり、保険契約グループに含まれる個々の契約で提供される給付の量の決定は判断が伴う領域である。

カバー単位を決定する際は、提供される給付の量と予想カバー期間の両方を考慮しつつ、どのような要素を考慮すべきかが論点となる。

TRGの議論

CSMを純損益を通じて報告期間に配分する目的は、各期間に提供されるサービスを財務諸表に反映することである。IFRS第17号は、カバー単位の決定方法を明確に規定していない。そのため、TRGメンバーは、保険会社が各契約グループで提供されるサービスを見積るための体系的かつ合理的な方法を決定するために判断が必要となることについて合意した。

また、TRGメンバーは、カバー単位の決定に以下を反映すべきであると述べた。

- 保険契約グループの予想契約期間に影響を与える、失効や解約に対する予想、および保険事故の発生見込み
- 契約期間にわたって提供されるサービスのレベルが異なる場合、そのサービスのレベル（保険金を請求することによって享受できる給付は、保険契約者が請求できる保険金額に影響されるため）

事実や状況により異なるが、目的を達成する方法として以下が挙げられる。

- 保険契約グループ内の契約数を反映して、時の経過に伴い直線的にCSMを配分する方法
- 各期間の契約上の最大カバーを使用する方法
- 保険事故が発生した場合に保険契約者が各期間に正当に請求することができると保険会社が期待する金額を使用する方法
- 期待キャッシュ・フローを基礎とする方法
- 保険料を基礎とする方法

また、以下の場合には、保険料を基礎とした方法は不適切となることに注意する。

- サービスが提供される期間と異なる期間に保険料を受領する場合
- 同種の保険事故だが、期間によって異なる保険金の発生確率を保険料に反映させる場合（保険金請求に応じるように待機していたサービスのレベルが異なる場合ではない）
- 契約によって異なる収益性のレベルを保険料に反映させる場合

また、TRGメンバーは、保険会社が正当な保険金請求に応じるように待機している期間にCSMの配分額がないような方法は、CSMを配分する目的に沿わない、ということについて同意したようであった。

今後の影響

多くの保険契約グループには、類似したリスクと類似したレベルのカバーを持つ契約が含まれることになる。

このような場合、保険契約グループ内の契約数を反映して、時の経過に伴いCSMを配分する方法は、各期に提供されたサービスを計る合理的な方法の一つであるかもしれない。

それ以外のより複雑な保険契約グループ（例えば、保険契約グループが異なる複数のリスクを伴う契約を含む場合、または異なる期間にわたり異なるレベルのカバーが提供される保険契約を含む場合）には、CSMを配分する目的に適合する別の方法を検討する必要があるだろう。

保険会社は、利用可能な情報を用いて提供される給付の量を決定するのに実務的で体系的な方法を設定することができれば、IFRS第17号の新しい要求事項に対応する中で直面する運用面での課題が軽減される可能性がある。

2. 投資要素を含む保険契約（IASBの6月の議論及びTRGの5月の議論）

論点の所在

様々な保険契約が投資に関連したサービスを提供している。このような契約について、カバー期間とカバー単位は保険カバーのみを反映すべきか、または保険カバーと投資関連サービスの両方を反映すべきかが、論点となる。この論点に対する答えは、CSMが各期において純損益として認識される金額に影響を与える。

TRGの5月の議論

IFRS第17号は、直接連動有配当契約を、保険サービスと投資関連サービスの両方を提供する契約であると規定している。このことに基づき、TRGメンバーは、直接連動有配当契約について提供された給付の量と予想カバー期間（すなわち、各期に純損益を通じて認識されるCSM）は、保険サービスと投資関連サービスの両方を反映するべきであるとの考えで合意した。

投資関連サービスを提供する契約で、直接連動有配当契約には該当しない契約について、IASBスタッフと一部のTRGメンバーは、IFRS第17号の規定に基づき、カバー期間とカバー単位は保険サービスのみを反映して決定するべきであるとの意見であった。しかし、多くのTRGメンバーは、そのような保険契約を保険サービスのみを提供するものとして扱うべきではないとする見解を示した。

IASBの6月の議論

IASBは、次のIFRSの年次改訂において、直接連動有配当契約に係るカバー期間の定義を修正することを決定した。修正により、直接連動有配当契約に係るカバー期間には、保険事故に対するカバーまたは投資関連サービスを企業が提供する期間が含まれることが明確化されるであろう。

IASBは今後の会議で、IFRS第17号の導入に伴う実務上の課題や解釈その他適用上の課題について、より包括的な報告を受ける予定である。

今後の影響

直接連動有配当契約に関する修正案は、このような契約が特定され、会計処理される方法（変動手数料アプローチ）と整合しており、契約の特性を反映している。この種の契約は多岐にわたるため、保険サービスと投資関連サービスの両方を反映したサービスの提供パターンの評価には判断を伴うことが想定される。

しかし、5月のTRGの議論で一部のTRGメンバーは、直接連動有配当契約についてのみ、提供される投資関連サービスがCSMの配分に反映されるとすれば、経済的に類似した契約であっても直接連動有配当契約の定義を満たすか否かによって、CSMの配分パターンが著しく異なる結果となる可能性があることを指摘した。直接連動有配当契約に該当しない契約でも、依然として重要な投資関連サービスを提供する場合があると考えられるためである。

6月の議論によって明確化されたものの、直接連動有配当契約に該当しない投資関連サービスを提供する契約に関して、IASBがさらに実質的な議論の場を設けるかどうかは不透明である。多くの保険会社がIFRS第17号に対応するシステムやプロセスの設計を進めたいと考えているものの、この議論が継続した結果生じる変更に対応できるような柔軟性を持ち合わせる必要がある。議論の今後の進展に注視して頂きたい。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.